○農林水産省告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

木曽町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○関東地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第六十一号上尾都市計画道路事業三・四・七号中山道

三　事業施行期間　自平成二十一年三月十六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○農林水産省告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第六十号北本都市計画道路事業三・四・七号仲仙道

三　事業施行期間　自平成二十一年三月十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千二十号所沢都市計画道路事業三・三・一号飯能所沢線

三　事業施行期間　自平成八年十月三十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第三百五十五号東松山都市計画道路事業三・四・八号駅前東通線及び三・五・十四号本町通線

三　事業施行期間　自平成十九年十一月十六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第百八十五号秩父都市計画道路事業三・四・五号中央通線

三　事業施行期間　自平成十九年四月十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし